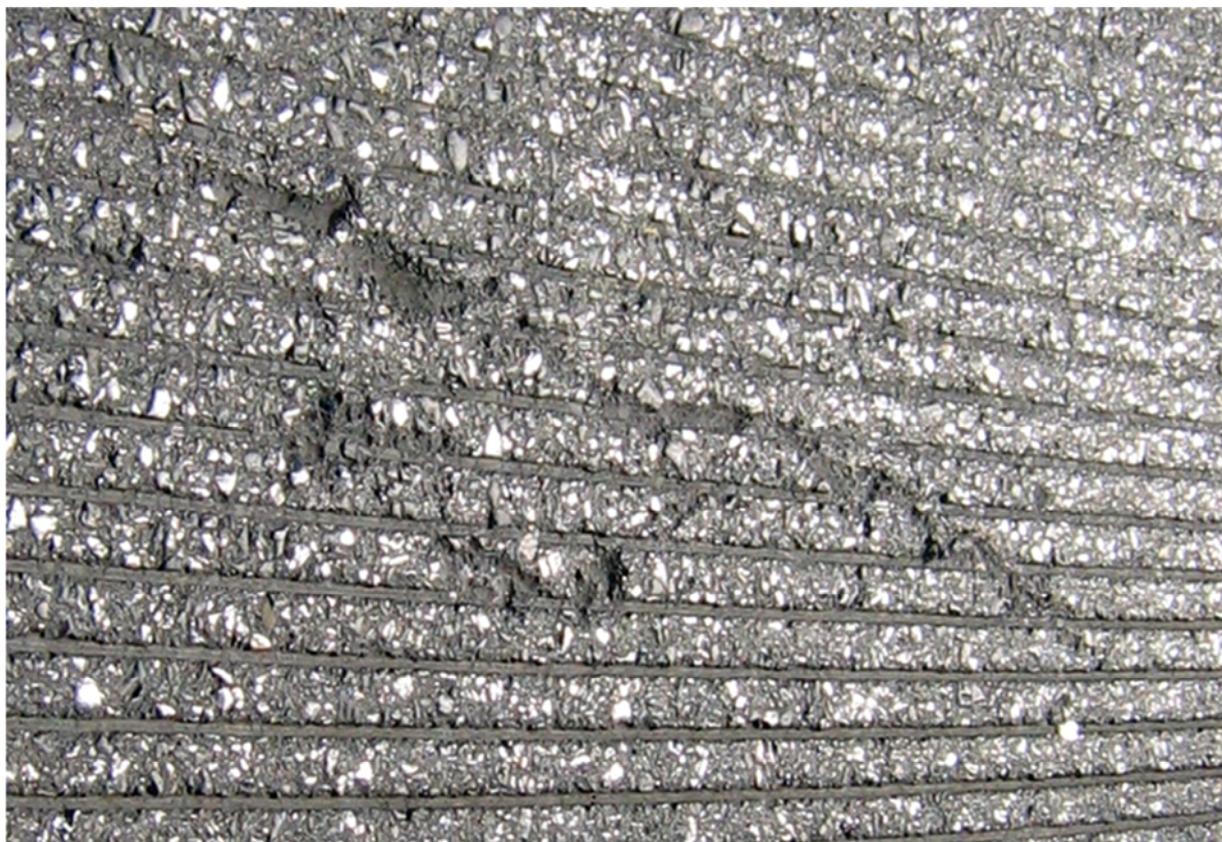


原判決はガウジ痕を認めていません。「ドアパネルによる擦過痕」としてはいますが、薄い鉄板では路面を抉る事はできません。<写真2>のガウジ痕から<写真3>の紙型を取り、<写真4>でアクリル板に転写しレガシィの後輪と照合しています。完全に一致することが分かります。ガウジ痕は相手車両がセンターラインを越えた重要な証拠なのです。



<写真1> 脱落したレガシィ右後輪

<写真2> ガウジ痕 画像右が秩父方向



<写真3> ガウジ痕の紙型（路面から直接写し取り）



<写真4> アクリル板に転写されたガウジ痕とレガシィ後輪の照合